

総括票

1. 申請者に関する事項

申請代表者名	公益財団法人石橋財団アーティゾン美術館 Artizon Museum, Ishibashi Foundation	代表者氏名	館長 石橋寛 Director ISHIBASHI Hiroshi
申請代表者住所	東京都中央区京橋1-7-2 1-7-2 Kyobashi, Chuo-ku, Tokyo, JAPAN		

その他の申請者（申請代表者以外の展覧会主催者）

申請者名	株式会社朝日新聞社 The Asahi Shimbun Company	代表者氏名	文化事業1部長 佐藤洋子 Media Business Headquarters Cultural Projects Division 1 General Manager SATO Hiroko
申請者住所	東京都中央区築地5-3-2 5-3-2 Tsukiji, Chuo-ku, Tokyo, JAPAN		
申請者名		代表者氏名	
申請者住所			
申請者名		代表者氏名	
申請者住所			

2. 公開予定施設等に関する事項

施設名	公益財団法人石橋財団アーティゾン美術館 Artizon Museum, Ishibashi Foundation	公開期間	2024年3月30日～7月7日 30 March 2024 -7 July 2024
所在地	東京都中央区京橋1-7-2 1-7-2 Kyobashi, Chuo-ku, Tokyo, JAPAN		

3. 指定を受けようとする海外の美術品等に関する事項

美術品等の公開目的
コンスタンティン・ブランクーシ（1876-1957）は、その純粋なフォルムの探究を通じて、ロダン以後の20世紀彫刻の道を切り拓いた存在として知られますが、その彫刻作品を主体とする大規模な展覧会は、これまで日本の美術館で開催されておらず、本展が初めての機会にあたります。 本展は、彫刻作品約20点を中核に、フレスコ、テンペラなどの絵画作品やドローイング、写真作品などが織りなす、ブランクーシの比類のない創造の宇宙を描き出すものです。従来の彫刻家ブランクーシといった側面だけでなく、多面的な創作者としてのブランクーシ像を浮かび上がらせます。出品内容は、パリのブランクーシ・エステートの協力により出品される彫刻作品を基盤に、国内外の優れた彫刻作品や絵画作品、写真作品など約90点により構成される予定です。申請作品を本展覧会に出品する理由は、上記の趣旨によるためです。

美術品等の名称（タイトル）	所有者名	代表者氏名
苦しみ Suffering	アート・インスティテュー ト・オブ・シカゴ The Art Institute of Chicago	館長 ジェームズ・ロンドー Director James Rondeau

※「代表者氏名」は、美術品等の所有者が法人の場合のみ記入。

※指定を受けようとする海外の美術品等の数が多い場合は、必要に応じて様式の行数を増やしたり、必要事項を記載した別紙を添付したりすること。

※「1. 申請者に関する事項」、「2. 公開予定施設等に関する事項」、「3. 指定を受けようとする海外の美術品等に関する事項」のうち美術品等の名称、所有者名、代表者氏名については、日本語表記とともに英語表記も記載すること。

※「所有者名」及び「代表者氏名」については、官報告示及び文化庁ホームページには掲載いたしません。

個票

1. 個々の美術品等の作品情報

タイトル (名称)	苦しみ Suffering	員数	1
作者名	コンスタンティン・ブランクーシ Constantin Brancusi	作成年 作成時期	1907年
種類	<input type="checkbox"/> 絵画 <input type="checkbox"/> スケッチ <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 陶磁器 <input checked="" type="checkbox"/> 彫刻 <input type="checkbox"/> 工芸品 <input type="checkbox"/> 書跡・典籍 <input type="checkbox"/> 化石 <input type="checkbox"/> 岩石, 鉱物, 植物又は動物の標本 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)		
寸法等	29.2×28.8×22.3cm ブロンズ		

2. 個々の美術品等の写真

(撮影年月: 年 月)



※画像を収めたCD-ROMやUSBメモリ等も提出すること。

※美術品等の外形的特徴が分かるよう、必要に応じて、正面、側面、背面、上部等の複数方向から撮影した画像や、美術品等の特徴的な部分を撮影した画像を添付すること。

※指定を受けた場合、美術品等の画像は文化庁ホームページに掲載されるとともに、関係機関に通知等されるので、美術品等の所有者及び著作権者には予めその旨の許諾を取ること。